

新時代

第 15 号

昭和 47 年 3 月 15 日

日 本 盲 人 福 祉 研 究 会
(文 月 会)

目 次

巻 頭 言	竹 内 勝 美	1
家庭奉仕員と盲人福祉	勝 川 武	2
盲老人福祉について	本 間 昭 雄	7
社会保障の権利と堀木訴訟	藤 原 精 吾	1 4
アメリカに於ける ボランティア活動を見聞して	橋 本 勝 利	2 1
職業と生活面から見た 英国盲人の実態	中 村 繁	2 6
全盲児の正眼児との共学	福 井 章 二 郎	3 3
編 集 後 記	永 井 昌 彦	3 7

巻　　頭　　言

竹　内　勝　美

江戸時代には身分により職業と住居が固定され、行動の自由と職業選択の自由が奪われていた。現在の盲人の生活にそれに似通ったものを感じるのは私一人ではあるまい。

盲人の福祉を考えると、すぐれた先進諸国の例が引かれ、又、日本に於ける地道な取組みが紹介される。しかし、その格差は極めて大きく道迷いの感を強くする。盲人の訴えは強いが、実現への道筋は明確さを欠き、貴重な実践は成功者の苦労話として個人の能力に帰せられる。

盲人運動の目的は、権利の具現である。憲法で認められた諸権利は長い歴史の中で支配者に対し被支配者が戦って手にしたものである。この権利も憲法に規定があるだけで具現していないものも多い。盲人の個々の要求を結集し、訴えれば権利を形として手中に収めることができる。その限りにおいて盲人が盲人運動の中心となることは正しいし、それにより具現した権利も多い。しかし、盲人のみの運動で盲人の福祉は具現できるか。否、失明という障害のために封建社会に似た権利を奪われた状態を脱却することは困難である。職業の自由を叫ぶとき、身体障害者も含めた暮せる最低賃金制の確立や公費による工場施設改造や労働者の意識も含めた受入態勢の整備が必要であり、これら条件整備の中には盲人のみの問題ではなく広く労働者のいや国民の問題として取り上げらるべきものを多く含んでいる。職業に限らず他の福祉面でも社会保障という国民的課題として広範な人々の運動として取組むことなしに解決できないものが山積している。

私達は貼膏薬的な福祉では到底満足しえないし、抜本的な改革を目ざす以上、社会発展の現況を把握しつつ政治の動きにも注目し、社会を動かし政治を動かす運動の中に盲人問題を国民の問題として位置づけ共に運動する以外に盲人の権利を保障し具現する道はありえないと考える。

（筆者は京都府立盲学校教諭）

家庭奉仕員と盲人福祉

勝 川 武

家庭奉仕員のことを考えるに当って、私は次の言葉を思い出さずにはおられない。「満足している豚であるよりは、不満足でいる人間の方がよい」というのである。これは、イギリスの政治家グラッドストーンが「合理主義の聖者」と呼んで尊敬した J・S・ミルの言葉である。

ミルの言う、人間という意味は、極めて重要な言葉で、彼は良心的に生きる人間のことをさしている。その良心の核心を、社会的感情である共感においた。即ち、他人の苦しみや悲しみを自分の苦しみや悲しみと考え、他人の幸不幸に大いに心を動かした。そして、当時の社会問題に深い関心を寄せ、労働者の保護や、婦人解放に力を尽した。私は、世界最高をいくイギリスの盲人福祉の根本はこの精神的伝統にあるのではないかという仮説も持っている。家庭奉仕員の方々の根本精神もここにあるように思われ、家庭奉仕員こそ人間として最高の生き方をしておられる方々だと考えている。

私の属している教会に二人の家庭奉仕員の方がある。又、カウンセリングの研究會の中の「出会いグループ」のメンバーの一人にもあり、それらの方々が周囲の人々に大きな影響を与えていることを見聞している。最近、教会の動きが大きく変化してきた。重度精薄児施設（山ばと学園）の慰問や、社会福祉協議会の事務局長を呼び、一人暮らしの病人や老人の話を聞き、それらの施設への援助資金を集めたり、その家庭や施設を訪問したりするなどの活動が行なわれるようになってきた。これは家庭奉仕員の方々の言動が影響している。

全国には 780 名の家庭奉仕員の方々がおられる。私はまず、この方々に対し心から感謝と尊敬の意を表したいのである。家庭奉仕員には、老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員、心身障害者家庭奉仕員の 3 種類があるが、次に述べるのは主として身体障害者家庭奉仕員についてである。

家庭奉仕員設置に関する条文と、愛知県の実状は、法律の上でどのようになっているのか、愛知県の実状はどうなのか、述べることにする。

身体障害者福祉法第 21 条の 3 に、「市町村は、社会福祉法人その他の団体に

対して、身体上の障害のため日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭に身体障害者家庭奉仕員を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる」とある。

老人の家庭奉仕員制度は昭和38年、身体障害者家庭奉仕員制度は、昭和42年から置くことが出来ることになった。愛知県に市が28あるが、その中で身体障害者家庭奉仕員のおかれている市は昭和46年度で13の市におかれているに過ぎず、身体障害者相談員が兼ねていたり、募集中だがなかなか応募者がいないというものを含めて15の市と、町村全部には置かれていないのが現状である。経営主体は、市町村又は市町村社会福祉協議会があり、家庭奉仕員はその嘱託職員か、直接市の職員乃至非常勤職員となっている。

○身体障害者家庭奉仕員派遣事業の運営について、家庭奉仕員の設置の目的は次のようにきめられている。

「身体障害者派遣事業は、重度の身体障害者のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭に対し、家庭奉仕員を派遣して無料で適切な家事、介護等の日常生活の世話を行なわせ、もって、重度身体障害者の生活の安定に寄与する等その援護を図ることを目的とする」

「派遣対象の身体障害者は、重度身体障害のため日常生活に著しい支障がある低所得の家庭、家族が介護できない状況」とある。実際には寝たきりの身体障害者か、盲人の場合は夫婦全盲か、身寄りのない盲人か、ろう盲人の場合が多い。

○家庭奉仕員のサービスの内容は、「家事、介護に関すること（食事の世話、被服の洗濯・補修、住居等の掃除・整理・整頓、身の回りの世話、その他必要な用務）。相談、助言指導に関すること」とある。そのうち盲人の場合は、掃除、縫物、書き物等の奉仕を受ける場合が多いようである。

○派遣回数、担当世帯は「1世帯当たりおおむね週1回以上とする。家庭奉仕員1人当たり担当世帯数は、おおむね6世帯」とするとある。実状は、特別な場合で9世帯も12世帯も担当している場合が無いではないが、6、7世帯の場合がほとんどで半日ずつ週2回廻る処もあるが、ほとんど週1回のようにである。

○家庭奉仕員の身分及び選考基準は「家庭奉仕員は原則として常勤の職員、心身とも健全、身障者の福祉に理解と熱意を有すること、家事、介護の経験と相談、助言指導の能力を有すること」とある。

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。